

○議事日程 (平成三十年六月二十一日第三日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 議会運営委員会の報告
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第五 議案第四十七号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第六 認定第一号 平成二十九年養老町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第七 議案第四十九号 平成三十年養老町一般会計補正予算(第一号)
- 日程第八 議案第五十号 平成三十年養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第九 同意第七号 監査委員の選任同意について
- 日程第十 発議第一号 議員の派遣について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- | | |
|----|------|
| 議長 | 大橋三男 |
| 一番 | 北倉義博 |
| 二番 | 岩永義仁 |
| 三番 | 長澤龍夫 |
| 四番 | 大橋三男 |
| 五番 | 三田正敏 |

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員

- | | |
|-----|-------|
| 六番 | 吉田太郎 |
| 七番 | 早崎百合子 |
| 八番 | 野村永一 |
| 九番 | 田中敏弘 |
| 十番 | 松永民夫 |
| 十一番 | 林輝見 |
| 十二番 | 青山貞一 |
| 十三番 | 水谷久美子 |
| なし | |
-
- | | |
|---------------|-------|
| 町長 | 大橋孝 |
| 副町長 | 柏渕裕昭 |
| 教育長 | 並河清次 |
| 総務部長 | 田中信行 |
| 総務部総務課長 | 中島恵美 |
| 総務部 | |
| 企画政策課長 | 川地憲元 |
| 総務部税務課長 | 西川敏明 |
| 住民福祉部長兼健康福祉課長 | 久保寺利明 |
| 住民福祉部 | |
| 住民人権課長 | 伊藤幸広 |
| 住民福祉部 | |
| 子ども福祉課長 | 川口智也 |

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

住民福祉部 生活環境課長	渡辺章博
産業建設部長兼 水道課長	田中一也
産業建設部課長	前田勝治
産業建設部 農林振興課長	松岡弘泰
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	大倉修
産業建設部 建設課長	高橋正人
会計管理者兼 会計課長	田中隆
教育委員会事務局局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	佐藤嘉但
教育委員会 生涯学習課長	古川一夫
消防課長	野村博治
消防次長兼 予防課長	吉田英之
消防次長兼 警防課長	三和隆夫
消防総務課長	廣澤幸雄
議会議務局長	藤田勝彦
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開議時間 午前九時二十八分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成三十年第二回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆さんも、御一緒をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段のほうの御唱和をよろしくお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席でございます。

ただいまから平成三十年第二回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十番 松永民夫君、十一番 林輝見君を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第二、議会運営委員会の報告でございます。

ここで、六月二十日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査をされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長（早崎百合子君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

昨日、午後三時四十五分より、委員並びに正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、第二回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に監査委員の選任同意について及び議員の派遣についての二議案を上程し、審議することに決定いたしました。審議方法につきましては、議事日程の日程第九、監査委員の選任同意については、同意の人事案件につき、上程後に提案説明を受け、質疑、討論を省略し、採決を行うこと。

次に、日程第十、議員の派遣については、地方自治法第百条第十三項及び養老町議会会議規則第百三十条の規定により、上程後、採決を行うこと。以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、休会中に総務民生・産業建設委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） これより議案審議に入ります。

日程第四、議案第四十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第八、議案第五十号 平成三十年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）までの五議案を一括議題といたします。

この五議案は、各常任委員会の所管事項ごとに委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 青山貞一君。

○総務民生委員長（青山貞一君） それでは、総務民生委員会が六月二十一日に開催をしておりますので、御報告を申し上げます。

各委員及び議長並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正二件、平成三十年年度養老町一般会計補正予算一件の合計三件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第四十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、将来的に当町に事業所ができる可能性の問いに対して、子ども・子育て支援計画の中で、小規模保育事業者はつくりたいということまで上げている。なお、小規模保育事業者とは、定員が十九名までの小さな保育所のことであるとの回答でありました。

次に、議案第四十七号 養老町放課後児童健全育成事業の設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに關しましては、キャリアを積んだという自信として、キャリアを賃金に反映する考えはの問いに對しましては、キャリアによって賃金差をつけることは、町の支出が多くなるので難しいと思われる。なお、現在、教育委員会で採用している臨時職員については、資格のあるなしで賃金差をつけている。支援員は離職がほとんどなく、留守家庭指導員も離職が少ないとの回答でありました。

当町の対象は、小学一年生から四年生までであるが、小学六年生までを対象とできない理由はの問いに對しては、当町では教員免許等を持つている指導員の割合が少なく、高学年の児童への対応が難しい状況は以前から変わっていない。なお、何日か研修を受けて資格を取得した人はふえてきたが、指導力が大幅に向上したとは捉えていない。また、養老町と笠郷の施設がいっぱいいっぱいであり、教室がふえる可能性もあるためとの回答でありました。

なお、国の指針のとおり、今年度中に全児童まで対象を拡大する方法をまとめ上げてほしいとの要望がありました。

次に、五、六年生の夏休みや放課後実施についての実態に對する教育長の認識と高学年への対応の考えはの問いに對しましては、辞令交付式等の際に、支援員に要望があるかどうかと聞いたことがあるが、要望があるという返答がなく、高学年で利用したいという人は本当に少ないと捉えている。ただし、本当に必要な子がいれば、施設や指導者の問題があるが、対応していかなければならぬと考えているとの回答でした。

なお、小・中学校や身障児の支援員について、単年度契約ではなく長期で働ける保障を拡充できるよう検討してほしいとの要望

がありました。

次に、議案第四十九号 平成三十年度養老町一般会計補正予算（第一号）に關しましては、養老小のバス借り上げの対象学年と内容はの問いに對しまして、四年生二クラス六十九名を対象にバス二台を借り上げるもので、河川環境楽園アクア・トトぎふでの体験学習をするとの回答でありました。

以上、審査に付されました条例の一部改正二件、平成三十年度養老町一般会計補正予算一件の合計三件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務民生委員会委員長報告に對する質疑を行います。なお、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外議員からの審査の経過及び結果に對する質疑といたします。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ただいまの報告の中で、議案第四十七号の

第十条第三項第四号を次のように改めるということで、現行と改正案が載っておりますが、この中で学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校云々の教諭となる資格を有する者が、教職員免許法の第四条に規定する免許状を有する者と、この違いの議論があったのかということと、この配置条件で、いわゆる対象

者が拡大するというのか、運営が基準緩和につながっていくのかと、こういった議論がありましたでしょうか。

○議長（大橋三男君） 総務民生委員会委員長 青山貞一君。

○総務民生委員長（青山貞一君） 田中議員に、今、質問がちよつとわかりづらかったのですが、免許証の違いと言われました。何の免許証と何の免許証でしたか。指導員の関係と教員の免許証ですか。

○九番（田中敏弘君） 学校教育法の教諭となる資格を有する者ということが、この改正案では教育職員免許法の免許状を有するものという文言が変わるわけですが、基本的には文言が変わったという解釈でいいのか、中身がちよつと説明を僕はよう理解しんのですが。そんな議論、なければいいんですけど。

○総務民生委員長（青山貞一君） はい、わかりました。

今、田中議員からの御質問がありました件につきましては、指導員の関係、二年が五年とか、教員免許証の呼び方が変わったということと議論はありましたが、違いについては、私はちよつと議論がなかったかと思っております。

それからもう一点は、六年生までの児童保育の、田中委員、何でしたかね。いいですか。

○議長（大橋三男君） 申しわけございません。挙手をもって発言をよろしく願います。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 北倉義博君。

○産業建設委員長（北倉義博君） 去る六月十二日、各委員並びに

執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました特別会計の決算認定一件、平成三十度一般会計及び特別会計補正予算二件、合計三件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、認定第一号 平成二十九年度養老町上水道事業会計決算の認定について関してであります。

一、有収率の状況はの問いに対して、昨年四月に高林地内の中継ポンプ場付近の漏水を修繕したことにより、前回より一・〇一ポイント上昇し、七九・〇一％になったとの回答でした。

二、耐震管への布設がえに関する今後の予定はの問いに対して、経営戦略に基づき平成三十六年度の西部簡易水道の統合事業が終了後、施設の耐震診断の結果を踏まえて検討を行い、計画を立てますとの回答でした。

次に、議案第四十九号 平成三十年度養老町一般会計補正予算（第一号）に關してであります。

有害鳥獣駆除事業の防護柵の設置場所はの問いに対して、平成二十九年度までに若宮地内の今熊谷上流のところまで設置されており、今年度はそこから海津市との境まで実施するとの回答でした。

二、盆踊りは養老公園に限らず他の地区でも開催されるが、バランスはどう考えるのかの問いに対して、昨年度、養老公園で行われた盆踊り大会は、もともと観光協会で実施されていたものであり、地域の人を絡めて実施されましたが、今年度は養老公園事務所のイベントとコラボして実施する計画であることから、町の観光振興に寄与すると考え支援するものであるとの回答でした。

なお、地元に対して誤解のないよう、行政懇談会の際には、親切で丁寧な対応をお願いしますとの要望がありました。

次に、議案第五十号 平成三十年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）に関しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

以上、審査に付されました特別会計の決算認定一件、平成三十年度一般会計及び特別会計補正予算二件、合計三件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案のとおり認定及び可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいま産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外議員からの審査の経過及び結果に対する質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 一般会計補正予算（第一号）について

お尋ねをするわけですが、当委員会において、今回の補正で一番大きな金額、二億二千六百六十二万八千円、すなわち自家発電装置を庁舎内管理費の中で上げたわけですが、ただいまの委員長報告、この件が報告されませんでした。設計が予定よりおくれたという提案説明でございましたので、担当課からその設計の予定スケジ

ュール表などの提示もなかったのか、また議論は全くなかったのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 産業建設委員会委員長 北倉義博君、答弁。

○産業建設委員長（北倉義博君） この件に関しましては、当初、建設課長でしたか、本会議の際に説明がございましたので、委員会の中ではそれ以上の審議はございませんでした。以上です。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 認定第一号の関係で、上水道の決算認定というところで質問をさせていただきます。

監査委員からも意見書が出ておりますが、私がかきのう質問いたしました滞納、不能欠損について当委員会でのような議論があったかをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 産業建設委員会委員長 北倉義博君、答弁。

○産業建設委員長（北倉義博君） 今回の委員会ではそのような審議はございませんでした。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第四、議案第四十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第五、議案第四十七号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第六、認定第一号 平成二十九年年度養老町上水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第七、議案第四十九号 平成三十年年度養老町一般会計補正予算（第一号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第八、議案第五十号 平成三十年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第九、同意第七号 監査委員の

選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、六番 吉田太郎君の退場を求めます。

〔六番 吉田太郎君 退場〕

○議長（大橋三男君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第七号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

現在、欠員となっております監査委員について、地方自治法第百九十六条第一項の規定により、住所、岐阜県養老郡養老町石畑四十四番地、吉田太郎氏を新たに選任するため、同意を求めらるるものでございます。

以上で、同意第七号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手多数です。

よつて、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

吉田太郎君の入場を許可します。

〔六番 吉田太郎君 入場〕

○議長（大橋三男君） 次に、日程第十、発議第一号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よつて、議員派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があつた場合、その決定については議長に委任されたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認め、ただいまのとおり決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りをいたします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よつて、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をい

たしました。

○議長（大橋三男君） お諮りをいたします。

この第二回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第二回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りをいたします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りをいたします。

議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（大橋三男君） これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成三十年第二回養老町議会定例会を閉会いたします。本日は御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十時二分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成三十年六月二十一日

議長 大橋 三男

議員 松永 民夫

議員 林 輝見